

## 佐賀県の取り組み

# 自主的な市町村合併を応援しています。

## 佐賀縣市町村合併推進要綱(概要)

### 1 要綱の目的

市町村合併は避けては通れない重要な課題であり、広域的行政を担う県としても最重要課題の一つとして積極的に取り組まなければならない。

このため、「佐賀縣市町村合併推進要綱」を作成し、

- (1) 県の市町村合併に対する基本的な姿勢や支援策を明確に示すとともに、
- (2) 市町村行政当局、議会(議員)、地域住民が今後市町村合併に向けて検討をしていくうえでの拠るべき指針、課題等を示すことにより、積極的に市町村合併の推進を図るものとする。



### 2 市町村合併の推進方策

#### [1] 県の支援策

県内各地において早期に市町村合併に向けての具体的な検討が開始されるよう、積極的に次のような支援策を展開していく。

#### (1) 合併への取組みに対する支援策

##### ア) 広域行政推進研究等支援事業

市町村合併の推進に向け、市町村、公共的団体、民間団体等が行う研究会、シンポジウム等の経費の一部を助成(補助率1/2~3/4)

##### イ) 市町村合併協議会支援交付金

市町村合併協議会(法定・任意)が行う調査研究、啓発等にかかる経費の2分の1を、年間10,000千円を上限に5年間交付

##### ウ) 市町村合併に関する情報提供、広報・啓発活動

市町村合併出前講座、パンフレット作成、シンポジウム等の開催

##### エ) 合併協議会への情報提供、人的支援

合併協議会での各種検討について積極的に情報提供を行うとともに、職員を派遣

##### オ) 合併相談コーナーの設置

市町村課内に設置した合併相談コーナーで住民等へ情報提供

#### (2) 合併後の新市町村振興策

ア) 合併後の新市町村に対し、10億円を上限とする交付金(合併後5年間を限度)を交付することにより、合併に伴い必要となる臨時的な財政需要額を軽減

合併関係市町村数	2	3	4	5	6	7以上
交付金限度額	5億円	6億円	7億円	8億円	9億円	10億円

##### イ) 県事業の重点的実施

庁内の支援体制を整備し、市町村建設計画に掲げられた県事業を部局間の連携により重点的に実施

##### ウ) 補助金の優先的配分

市町村建設計画に掲げられた事業に対し、県による補助金等を優先的に配分

##### エ) 積極的な権限移譲

合併後の新市町村に対し、積極的に権限移譲を推進

##### オ) 県の出先機関、各種広域化計画での配慮

合併後の新市町村に応じた、県の各種広域化計画、出先機関の管轄区域等の見直し

#### (3) 合併推進に向けた体制づくり

市町村合併を積極的に推進するための庁内推進体制の整備

#### [2] 活用すべき国の施策等

国においては、合併特例法の期限(平成17年3月31日)内での市町村合併の取組みを図る観点から、別表のような支援策を講じている。これらの積極的活用によって市町村合併が円滑に行われることが期待される。

#### [3] 期待される市町村の取組み

##### ア) 合併研究会、協議会の設置

関係市町村や広域圏単位での研究会設置や、合併協議会の設置により、地域の実情に応じた各種課題を十分に検討することが望まれる。

##### イ) 住民への情報提供及び意見の集約

行財政の現状等についての地域住民に対する十分な情報提供、及び合併研究会、協議会の検討への住民の意見の反映が重要である。

なお、この点で、地域のオピニオンリーダーとしての市町村議会議員の果たす役割は極めて大きい。



### 3 市町村合併の検討指針・課題

#### [1] 合併推進の背景・必要性

- (1) 住民の日常生活圏の拡大
- (2) 環境、資源・エネルギー・制約の高まりに対する広域的対応
- (3) 地方分権の推進
- (4) 少子・高齢化の進行
- (5) 国・地方を通じての厳しい財政状況

#### [2] 合併の効果(メリット)及び合併に際して懸念される事項(デメリット)への対応

市町村合併には一般に次のようなメリット、デメリットが挙げられる。

しかし、合併によるメリットが地域住民に実感できるか否かは、構成市町村の創意工夫によるところが大きく、また、同時にデメリットについても次の

ような対応策により対処できる。

### 合併の効果(メリット)

合併の一般的な効果(メリット)
ア)住民の利便性の向上 イ)サービスの高度化・多様化 ウ)重点的な投資による基盤整備の推進 エ)広域的観点に立ったまちづくりと施策展開 オ)行財政の効率化 カ)地域のイメージアップと総合的な活力の強化

### 合併に際して懸念される事項(デメリット)への対応

デメリット	対応策
ア)きめ細かで身近な行政サービスが困難 イ)住民の意見が行政に反映されにくい ウ)合併後の市町村内での中心部と周辺部との格差、地域への連帯感の希薄化 エ)合併市町村間における財政状況等の格差 オ)合併後、面積の増大等に伴う非効率	・OA化を進めながら、旧市町村役場を支所として活用 ・自治会などへの権限等の移譲により、住民参加型の行政システムに転換・旧市町村単位での振興を図るための地域審議会、地域ごとの懇談会の開催 ・市町村建設計画の策定過程で旧市町村の発展方向の明確化 ・国の公債費負担格差是正のための財政措置等の活用 ・情報通信ネットワークの整備、施設等の適正配備

### [3] 既存の広域行政の現状と課題

広域的な行政需要に対応するため、多くの行政サービスが一部事務組合や広域連合の形態で共同処理されており、一定の成果が上げられてきたところである。

しかし、構成市町村との関係で責任の所在が不明確であったり、連絡調整に相当の時間や労力を要し、迅速・的確な対応ができていないなど、制度的な限界も指摘されている。

今後、より総合的かつ効率的な施策を展開していくためには、市町村合併により地域の課題を包括的に解決していく必要がある。

### [4] 合併の類型化とゾーニング

#### (1) 合併の類型化

地域の実情に即して、関係者が、具体的に地域の目標(ビジョン)を描き、市町村合併の論議を進めていく際の、目指すべき一つの目標になり得るものとして、平成10年に行った「市町村の自主的合併等に関する調査報告書」を踏まえ、次の5つの類型案を示す。

#### I 県際交流促進型

住民の日常生活圏、商品の流通エリアは、かつてとは比較できない程に広域化しており、とりわけ経済圏・生活圏をまたがって広域化している県際地域では、県側の経済圏・生活圏と行政区分の一致を図ることで、県際地域の広域的ポテンシャル(可能性)を更に生かしていくことが望まれる。

#### II 地場産業集積型

地場産業は、素材調達から製品出荷までを域内でこなすフルセット型産業であり、このような地域社会の伝統や風土と連携した生産システムや生産ノウハウを経営資源として最大限に発揮するための行政圏域の形成が望まれる。

#### III 広域行政発展型

現在、ある程度事務の集約化が実現している広域行政圏については、広域行政基盤を更に強化していくことにより、真に一体となった行政圏域の形成が望まれる。

#### IV 県都機能集積型

北部九州での広域的な地域連携を促進し、また、中央集権から地方分権へという流れを佐賀県に引き寄せるために、福岡県と長崎県の中間に連携の要となる拠点都市が育成されることが望まれる。

#### V 地域共有課題解決型

旧産炭地域の地域振興や、過疎・高齢化への対応など、共有課題に直面している近隣市町村が、地域の実情に相応しい課題の解決策を積極的に立案するために、一体となって知恵を結集することが望まれる。



#### (2) ゾーニング検討の前提

1. 住民の日常生活圏との整合性を勘案すること
2. 地理・自然・歴史・文化の一体感が損なわれないこと
3. 既存の一部事務組合や広域市町村圏のゾーニングを勘案すること
4. 今後の(既存の)インフラ整備のインパクトを最大限に活かせること
5. 地方分権のメリットを発揮できること(受け皿として耐えられること)
6. 住民アンケート結果等において、ある程度同意を得ているエリアであること
7. 新都市及び新町の市役所(役場)の設置場所として地域住民のコンセンサスを得られるセンター機能を有していること
8. 市町村の一部編入は勘案しないこと

#### (3) ゾーニング案

先の調査報告書を基に、別紙のとおりゾーニング案を示す。

これを議論のタキ台として、どこと合併すれば、どのようなメリットがあり、あるいは、どのような課題があるのかという具体的検討に着手されることを期待する。

## 佐賀県の取り組み

# 自主的な市町村合併を応援しています。

### 【別表】

#### 国の支援制度

##### (1)合併への取組みに対する支援制度

ア)合併準備補助金	・法定協議会が行う合併準備に要する経費等について1関係市町村当たり5,000千円を上限として定額補助(1回のみ)
イ)合併準備に対する特別交付税措置	・法定又は任意の合併協議会が設置された市町村の合併準備に要する経費について特別交付税措置(5年間)
ウ)その他	・市町村合併の支援に関する関係省庁間の連携強化 ・市町村合併に関する情報提供、啓発 ・広域行政アドバイザー(講師等)の派遣

##### (2) 合併後の新市町村を振興するための制度

ア)合併市町村補助金	・合併後の新市町村が市町村建設計画に掲げた事業を行う場合に、合併関係市町村ごとの人口規模に応じて算出した定額の補助金を3か年度間交付(平成17年3月31日までに合併したものに限り)
イ)合併特例債	・合併後10か年度間、市町村建設計画に基づき実施される事業、及び基金の造成について、過疎債に準じた合併特例債を適用(充当率95%、交付税措置率70%)
ウ)合併算定替	・合併後10か年度は、合併しなかった場合の普通交付税を全額保障。その後5年間は激変緩和措置
エ)その他	・合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置 ・合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための特別交付税措置 ・合併により、過疎地域外となった地域においても過疎債等を適用

##### (3)その他の特例制度

- ア)住民発議による合併協議会設置の特例
- イ)議会の議員の定数・在任に対する特例
- ウ)議会の議員の退職年金に係る受給資格要件の緩和(8年以上)
- エ)地域審議会の設置による旧市町村区域の住民意見の反映
- オ)市となるべき人口要件の緩和(4万人以上)

